

原子力施設等における消防活動対策マニュアル改訂に関する検討会開催要綱

(目的)

第1条 原子力施設等における消防活動対策マニュアルの改訂を実施するため、最新の関係法令等、反映すべき事項を整理し、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル改訂に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

(組織)

第2条 検討会は、次に掲げる者の内から消防庁特殊災害室長が委嘱した者をもって組織する。

(1) 消防職員

(2) 消防防災関係者

(3) 学識経験者

2 検討会に座長を置く。座長は検討会委員（以下「委員」という。）の互選によって選出する。

3 委員が不在の場合は、その委員の代理者の出席を認める。

4 検討会は、審議の必要に応じて、座長の指示に基づき、外部の有識者等を招聘することができる。

5 委員の任期は、委嘱の日から令和4年3月31日までとする。

(検討事項)

第3条 検討会は、概ね次の事項について検討する。

(1) 原子力施設等における消防活動対策マニュアルの改訂に関すること

(2) その他放射性物質に係る災害における消火・救助・救急等の消防活動の充実強化に資する具体的方策等に関すること

(検討会)

第4条 座長は、検討会を主宰する。また、座長が不在の場合は、座長の指名した者がその職務を代理する。

2 委員の過半数の出席がなければ、検討会を開くことができない。

3 検討会は、対面方式、リモート方式及び書面方式のいずれか又はそれらの複合方式で行うものとする。

4 検討会は、原則公開・公表とする。なお、特段の理由がある場合には、委員間で協議し、公開・公表方法を決定する。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、消防庁特殊災害室が処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年8月10日から施行する。